投票立会人募集要項

	期日前投票所	選挙当日の投票所
立会いの内容	期日前投票所または投票所で投票が公正かつ適正に行われるよう立ち会う仕事です。	
応 募 資 格	選挙権を有している方に限ります。	
立会いの場所	高島市役所または支所等に設置する期日前投票所	原則、立会人が属する投票区の投票所
立 会 い の 日	告示日または公示日の翌日から投票日の前日までの指定日	投票日当日
立会予定時間	午前８時３０分から 午後８時００分まで ※立会時間の中で、昼食等の休憩時間が適宜あります。 ※立会時間中（休憩を含む）は投票所施設からの外出はできません。 ※立会時間は、変更となる場合があります。	午前７時００分から 午後８時００分まで ※一部閉鎖時刻の繰上げあり。 ※立会時間の中で、昼食等の休憩時間が適宜あります。 ※立会時間中（休憩を含む）は投票所施設からの外出はできません。
報 酬 額	１日あたり１０，９００円	１日あたり　１２，４００円
	※法の規定額です。法改正により変更となる場合があります。 ※源泉徴収後の金額を口座振込みによりお支払いします。振込み日は選挙執行日から約１か月後となります。（実際に振込される金額は、源泉徴収後の金額となりますので、報酬額と振込額は一致しません。） ※交通費の支給はありません。	
応 募 方 法	所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送、FAXのいずれかの方法によりお申し込みください。 応募用紙は、選挙管理委員会事務局または各支所でお渡ししています。市のホームページからダウンロードしていただくこともできます。 ※応募用紙に記載された個人情報は目的以外には使用しません。	
応 募 先 問い合わせ先	持参、郵送またはＦＡＸにて申し込んでください。 持参の場合は支所でも受け付けます。 高島市選挙管理委員会事務局 〒520-1592　高島市新旭町北畑５６５番地 電　話：０７４０－２５－８５３８ ＦＡＸ：０７４０－２５－８１０１	
応 募 期 限	**令和８年１２月２５日（金）必着**	

裏面の注意事項もご覧ください

注意事項等について	１、投票立会人として不適切な発言や行動があれば、その後の選任はありません。 ２、立会いの日には、投票所開始時刻より早めにお集まりいただくこととなります。また、選挙期日の投票立会人２名のうち、１名は、投票管理者とともに投票箱の送致をしていただくこととなりますので、必ず午後８時に帰路についていただける訳ではありません。 ３、選任されても、無投票となった場合は、立会いをしていただく必要がなくなりますので、あらかじめご了承ください。 ４、立会いの指定日および場所は、希望とは異なる場合があります。 ５、応募者が多数の場合等、ご応募いただいても選任しない場合があります。 ６、立会いをお願いする場合は、選挙管理委員会事務局から連絡します。